

令和4年度うきは市まちなみ再生事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本業務は、「筑後吉井グランドビジョン」に基づき筑後吉井エリアの地域ブランド向上を図り、更なる活性化、魅力向上、観光促進に繋げるため、エリア内の空き家・空き物件所有者と利活用希望者双方から情報を収集し、地域課題やニーズに応じた空き家・空き物件の多様な利活用の機会を増やすことを目的とする。

2 事業の実施期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

3 委託業務の内容

(1) 空き家・空き物件所有者に対する支援

- ・多様な利活用に対する啓発や働きかけを行い、空き家・空き物件情報の収集・うきは市との情報共有を行う。
- ・空き家・空き物件を利活用するための相談、助言その他必要な支援を行う。

(2) 空き家・空き物件利活用希望者に対する支援

- ・多様な利活用に関する啓発や働きかけを行い、空き家・空き物件利活用希望者情報の収集・うきは市との情報共有を行う。
- ・空き家・空き物件を利活用した事業の実現に向けた相談、助言その他必要な支援を行う。

【対象とする空き家について】

- ・所有者と利活用者とのマッチングが困難な大型物件、築年数の古い空き家について特に支援対象とすること。

(3) 空き家・空き物件を利活用した事業の情報収集

- ・国・県・他市町村その他の機関において実施している補助制度や利活用事例、その他有益な情報の収集・整理を行い、うきは市との情報共有を行う。

(4) ランドスケープ(景観)デザインに対する支援

- ・筑後吉井エリアのランドスケープデザインに対するアドバイス等

(5) 報告

- ・上記(1)～(4)については、毎月の定例会議にて、報告を行う(相談、支援内容、その他有益な情報等)。
- ・本業務終了時に、事業の実績を踏まえて、空き家の多様な利活用を促進するうえでの阻害要因や有効策等についての報告書を作成する(データ及び報告書2部を納品)。

4 協議事項

この仕様書に記載のない事項及び仕様書の変更については、市及び受託者で協議して定めることとする。受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、提出すること。

5 留意事項

- ・委託業務の実施に当たっては市と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る市からの

照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

- ・受託業者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、市に帰属するものとする。
- ・第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・業務にあたって、既存の設備、構造物、備品等に損傷を与えた場合は、受託者の責任において原状を回復すること。